

静岡県が設置する都市公園の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第34号

静岡県が設置する都市公園の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

静岡県が設置する都市公園の設置基準等を定める条例（平成25年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公園施設の設置基準) 第3条 (略) 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲（県が設置する都市公園に係るものに限る。）は、規則で定める。	(公園施設の設置基準) 第3条 (略) 2 法第4条第1項ただし書 <u>（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u> の条例で定める範囲（県が設置する都市公園に係るものに限る。）は、規則で定める。 3 <u>都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項の条例で定める割合（県が設置する都市公園に係るものに限る。）は、100分の50とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。